

関島社会保険労務士事務所便り

2015年
4月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-12

電話：03-3609-7668

HP: <http://www.srseki.info>



「マイナンバー制度」で必要な準備事項

◆来年1月から番号利用がスタート

今年10月からマイナンバー（個人番号）の市区町村から全国民への通知が開始され、来年1月からはマイナンバーの利用が始まります。

制度がスタートすると、企業は給与所得の源泉徴収票の作成や社会保険料の支払い等においてマイナンバーの取扱いが必要となります。

日本経団連では、3月9日に「マイナンバー制度への対応準備のお願い」という文書を発表し、主な準備事項を示しました。

◆必要となる準備事項の内容は？

上記文書では、制度開始に向けて企業は次の事項を行わなければならないとされています。

1. 対象業務の洗い出し

- (1) マイナンバーの記載が必要な書類の確認
 - ・給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
 - ・健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類
- (2) マイナンバー収集対象者の洗い出し
 - ・従業員等（従業員に加えて役員やパート・アルバイトを含む）とその扶養家族
 - ・報酬（講師謝礼、出演料等）の支払先

- ・不動産使用料の支払先
- ・配当等の支払先

2. 対処方針の検討

- (1) 組織体制の整備
- (2) 社内規程の見直し
- (3) 担当部門・担当者の明確化等
- (4) 身元（実在）確認・番号確認方法に係る検討、明確化等
- (5) 物理的安全管理措置の検討（区域管理、漏えい防止等）
- (6) 収集スケジュールの策定

3. マイナンバー収集対象者への周知

- (1) 収集までのスケジュールの提示（収集開始時期等の確定）
- (2) 教育・研修
- (3) 利用目的の確定・提示

4. 関連システムの改修（自社にてシステム構築を行っている場合）

- (1) 人事給与システム
- (2) 健康保険組合システム

5. 委託先・再委託先の監督等

- (1) 委託先の選定
- (2) 必要かつ適切な監督を行うための契約の締結（取扱い状況を把握する方法を含む）

4月から在職老齢年金調整額の46万円が47万円

◆受給開始を迎える方、受給されている方は要注意！

在職中の方でも年金（在職老齢年金）が受けられますが、年金額や給与に応じて年金額が支給停止されます。この支給停止額に用いる基準額が4月から「47万円」に改定されます。

この額は賃金の変動に応じて見直されることになっており、前年度までは「46万円」でした。在職老齢年金の仕組みによる支給停止が行われるのは次の場合です。

◆65歳以上の方

65歳以上の在職老齢年金の仕組み

（総報酬月額相当額 45万円、厚生年金月額 12万円のとき）

調整基準額(47万円)		
総報酬月額相当額(月給+賞与の1/12) (45万円)	年金支給額 (7万円)	停止額 5万円
	年金月額 (12万円)	

注意①65歳以上の場合、支給調整される年金月額は報酬比例部分の年金月額で、差額加算や老齢基礎年金額は含まれません。

②70歳以上の在職者(s 12.4.2 生以降の人)は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しますが、受給する厚生年金については平成19年4月から適用になっています。

◆60歳台前半の方

65歳未満の在職者で、支給停止が行われるのは、老齢厚生年金の受給権者が被保険者である期間です。

「その者の総報酬月額相当額（標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額÷12）+基本月額（年金額÷12）」が「28万円」を超える場合に、その月の年金の額について、原則として超える額の半分が支給停止されます。

支給停止が行われるのは、老齢厚生年金の受給権者が、「その者の総報酬月額相当額（標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額÷12）+基本月額（年金額÷12）」が支給停止調整額「47万円」を超える場合に、その月の年金額について、支給停止が行われます。

【総報酬月額相当額+基本月額が、47万円を超える場合の支給停止月額】

⇒（総報酬月額相当額+基本月額-47万円）×1/2

【総報酬月額相当額+基本月額が28万円を超える場合の支給停止額】

⇒（1）基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき
（総報酬月額相当額+基本月額-28万円）×1/2

⇒（2）基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円超
（47万円+基本月額-28万円）×1/2 +（総報酬月額相当額-47万円）

「改正パートタイム労働法」が施行

正社員との差別的取扱いの禁止

◆いよいよこの4月から施行

今年4月から、改正パートタイム労働法が施行されます。短時間労働者（パートタイム労働者）を雇用されている事業主の方は注意が必要です。

パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の対象であるパートタイム労働者とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

そして、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」等、呼び方は異なっても上記の条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」となります。

◆適用される法律

パートタイム労働者は、「労働条件の明示」「就業規則の作成」「解雇予告」「母性保護等」「退職時等の証明」「健康診断」「割増賃金の支払い」「最低賃金」「年次有給休暇」等について、パートタイム労働法だけではなく、通常の労働者と同様に、労働基準法・労働契約法・労働安全衛生法・最低賃金法が適用されます。

◆改正パート労働法の概要

改正の概要は以下の通りとなっています。チェックリストなどを作成し、漏れのない対応ができるよう注意しましょう。

(1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

「職務内容が正社員と同一」、「人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一」に該当すれば、有期労働

契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されます。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、待遇の原則の規定が適用されます。

(3) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

(4) パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。



●不当解雇「金銭解決制度」を導入検討

政府の規制改革会議は、裁判において不当解雇と認められた場合、働き手に金銭補償することで解決する制度の導入を目指す意見書をまとめた。解雇された労働者から申請がある場合に限り認めるもので、企業からの申請は認めない。労働紛争の早期解決を図るねらい。(3月26日)

●零細企業の倒産が大幅減 23年ぶりの低水準

2015年2月時点の零細企業の倒産件数が6,142件にとどまり、今年度は7,000件を下回る低水準となる見通しであることが、東京商工リサーチの調査でわかった。1991年度以来23年ぶりの低水準。ただ、全体の倒産件数に占める割合は、調査開始以来最高の70%台に達する見込み。(3月23日)

●解雇等が年間47万人 2002年以降で最少に

総務省が「労働力調査」の結果を発表し、2014年の完全失業者のうち、解雇や雇止めなど勤務先の都合で前の仕事を辞めた人が47万人(前年比14万人減)となり、2002年以降で最も少ないことがわかった。景気回復により倒産企業が減ったり、新たな人材を雇うのが困難であったりといった事情が影響したと見られる。(3月22日)

●東京都が「マイナンバー制度」で新条例

東京都が、マイナンバーを伴った個人情報(特定個人情報)と他の個人情報の取扱いが異なることを明確に示す新条例を定め、年内の制定を目指すことを発表した。マイナンバーに関連して個人情報保護の条例を定めるのは全国初で、同様の動きが全国で広がる可能性もある。(3月21日)

●2018年から戸籍にもマイナンバー 政府検討

政府が、煩雑な行政手続を改善するため、2018年にもマイナンバーを戸籍に適用することを検討していることがわかった。現状では婚姻届や離婚届、パスポートの申請のほか、年金受給申請や遺産相続などの手続で戸籍情報が必要となるが、マイナンバーを適用すること

により将来的にはネット上で手続を行うことができるようにする見通し。(3月15日)

●労働者派遣法改正案を国会に提出

政府が労働者派遣法の改正案を閣議決定し、その後国会に提出された。現在、派遣社員の受入期間は最長3年だが、改正案では3年ごとに働き手を代えれば引き続き受け入れることを可能とする。また、期間終了後も派遣社員が働き続けられように対応することを企業に義務付け、「専門26業務」については期限の制限を除外する特例を廃止する。9月の施行を目指す。(3月13日)

●「個人情報保護法改正案」を国会に提出

政府は「個人情報保護法」の改正案を閣議決定し、国会に提出された。独立した第三者機関として「個人情報保護委員会」を新設し、個人情報の具体的範囲を政令で定める。個人情報の流出に関しても「データベース提供罪」が新設される等、罰則を強化する。個人情報の外部提供についてもルールが厳しくなる。(3月10日)

●2018年から預金口座に任意でマイナンバー

政府は、マイナンバー制度の適用範囲を広げる「マイナンバー法」改正案を閣議決定し、国会に提出された。希望者を対象に2018年から預金口座に番号を付与し、個人資産を把握することで、事務の効率化や税金・社会保険料の徴収等に役立てるねらい。また、予防接種記録やメタボ検診情報の管理など、医療情報への活用も盛り込まれた。(3月10日)

●5人以上事業所の基本給 15年ぶりの伸び

厚生労働省が5人以上の事業所を対象に行った1月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、所定内給与の平均が24万275円と前年同月比0.8%増となり、約15年ぶりの高い伸び率となった。業種別では郵便局など複合サービス業が3.7%、教育・学習支援業が3.0%の増加、人手不足の医療福祉(1.8%増)、製造業(1.4%増)も増加した。(3月3日)